

平成20年の少年法改正に関するポイント Q & A

平成20年6月11日、参議院本会議において、少年法改正法案が可決されて、成立し（同月18日公布）、同年12月15日から施行されることとなりました（ただし、被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大に関する部分については、同年7月8日から施行されています。）。この改正法については、衆議院において、修正がなされています。

以下は、今回の法改正のポイントをまとめたものです。

Q1 今回の法改正はどのような理由で行われたのですか。

A 平成16年に犯罪被害者等のための施策の基本理念等を定めた犯罪被害者等基本法が成立し、これを受けて、政府は、平成17年に犯罪被害者等基本計画を策定しましたが、同計画では、法務省において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施することとされております。

そこで、今回の法改正は、犯罪被害者等基本法等を踏まえ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、少年法の改正を行ったものです。

Q2 今回の法改正のポイントはどのようなものですか。

A 今回の法改正のポイントは、次の4点です（注1）。

- ① 家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件（注2）の被害者等から申出がある場合に、少年の年齢や心身の状態等の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、少年審判の傍聴を許すことができる制度を創設すること
- ② 家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度を創設すること
- ③ 被害者等には、原則として、記録の閲覧・謄写を認めることとするとともに、閲覧・謄写の対象となる記録の範囲を拡大し、非行事実に係る部分以外の一定の記録についても、その対象とすること
- ④ 被害者等の申出による意見の聴取の対象者を拡大し、被害者の心身に重大な故障がある場合に、被害者に代わり、被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹が意見を述べることを定めることとする

(注1) そのほか、今回の法改正は、少年の福祉を害する成人の刑事事件（児童福祉法違反等）の第一審の管轄を、家庭裁判所から地方裁判所等に移管することも内容としています。

(注2) 対象となる犯罪は、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪（殺人、傷害致死、傷害等）、自動車運転過失致死傷等の罪です（いずれも、被害者を傷害した場合については、傷害により被害者の生命に重大な危険を生じさせたときに限ります。）。

Q3 被害者等による少年審判の傍聴について、衆議院で、どのような修正がなされたのですか。

A 衆議院においては、次のような修正がなされました。

- ① 触法少年（注）のうち12歳未満の少年に係る事件を傍聴の対象から除くこと
- ② 傍聴の許否の判断基準として、「少年の健全な育成を妨げるおそれがない」ことを明示すること
- ③ 12歳以上の触法少年に係る事件について傍聴の許否を判断するに当たっては、触法少年が、一般に、精神的に特に未成熟であることを十分考慮しなければならないものとする
- ④ 裁判長は、傍聴する被害者等の座席の位置、職員の配置等を定めるに当たっては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならないものとする
- ⑤ 家庭裁判所は、被害者等による傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である付添人の意見を聴かなければならないこととし、この場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときを除き、弁護士である付添人を付さなければならぬこととする

(注) 触法少年 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

Q4 被害者等に少年審判の傍聴を認めると、少年が萎縮して、自らの心情を述べにくくなったり、プライバシーにかかわる事項を取り上げにくくなったりして、少年審判の教育的な機能が損なわれるのではありませんか。

A 少年の年齢や心身の状態、少年と被害者等との関係は様々であることを考えれば、被害者等が少年審判を傍聴することにより、常に少年が萎縮したり、プライバシーにかかわる事項を取り上げることができなくなるものではありません。

また、今回の法改正では、裁判所が、各審判期日ごとに、少年の年齢や心身の状態等を考慮し、きめ細かくその相当性を判断し、傍聴を許可することにしていま

す。傍聴が認められた期日であっても、例えば、少年が性的虐待を受けていた事実など、プライバシーに深くかかわる事項に立ち入って話してもらう必要がある場合には、被害者等に退室してもらうこともできます。

そして、裁判所は、家庭裁判所調査官に少年の状態を調査させたり、弁護士である付添人の意見を聴取する場合には、その意見等を参考にすることなどにより、少年の状態を相当深く把握でき、また、重大事件では、被害感情等の把握を目的として、家庭裁判所調査官に被害者等に対する調査をさせることも少なくなく、被害者等と少年の関係も十分把握した上で、傍聴を認めるかどうかの判断を行うことができます。

したがって、御指摘のような問題が生じ、少年審判の教育的な機能が損なわれるようなことはありません。

Q5 被害者等に少年審判の傍聴を認めると、被害者等が少年の言葉で傷ついて二次被害が発生するなど、過度の負担を与えることになるので、その傍聴を認めるべきではないのではないですか。

A 今回の法改正では、傍聴する者の不安や緊張を緩和するために適当な者を付き添わせることができることとしています。

また、傍聴により被害者等がどのような感情を抱くかは、個々の事件によって異なる上、そもそも傍聴をするかどうかは被害者等の判断にゆだねられており、仮に被害者等が傷つく可能性があるとしても、そのことを考慮した上で、なお傍聴を希望する被害者等もおられると考えられることからすると、被害者等に負担を与えるおそれがあるという理由によって、傍聴を一切認めないこととするのは適当ではないと考えられます。

Q6 被害者等に対する説明とはどのようなものですか。

A 審判を主宰する家庭裁判所において、被害者等から申出がある場合に、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、審判期日における審判の状況を説明するというものであり、これにより、被害者等の審判の状況について十分な情報を得たいという要望に対しより一層こたえることができることとなります。

Q7 被害者等による閲覧・謄写の対象となる記録の範囲は、今回の法改正により、どのように拡大されたのですか。

A 改正前の少年法においては、閲覧・謄写の対象とされている記録は、保護事件の記録のうち、犯行の動機、態様及びその結果その他当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む非行事実に係る部分とされていました。

今回の改正では、これまで閲覧・謄写の対象とされていた記録に加え、少年の身上に関する供述調書や審判調書、少年の生活状況に関するその保護者の供述調書等についても、その対象とされることになりました。

ただし、少年の要保護性に関して行われる調査についての記録であるいわゆる社会記録は、少年や関係者のプライバシーに深くかかわる内容を含むものであることから、閲覧・謄写の対象とすることは相当ではないと考えられ、その対象から除かれています。

Q8 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の範囲をどのように拡大したのですか。

A 改正前の少年法では、「被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」が意見の聴取の対象とされていました。

しかしながら、被害者の心身に重大な故障があり、被害者本人が意見を陳述することが困難な場合も考えられる上、刑事事件における被害者等の意見の陳述や少年法における被害者等による記録の閲覧・謄写の制度においては、「被害者の心身に重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹」もその対象とされていることから、それらの者も意見聴取の対象とすることとしました。